

事務連絡

令和5年12月1日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

スライド条項に係るチラシの周知について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、資材価格高騰への対応としてスライド条項の適用申請がありますが、同制度の積極活用を促すべく、今般、国土交通省本省より地方整備局等に対し受注者への更なる周知指示があり、併せて、本会へも周知について依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様へ別添のチラシにて、周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、スライド条項適用申請に関する質問等は、国土交通省各事務所の発注担当課にお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- ・国土交通省からの周知依頼
- ・スライド条項チラシ

以上

(担当) 事業部 森島

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

令和5年11月27日

全国建設業協会 ご担当者様

スライドチラシの周知について（依頼）

平素より国土交通行政へのご理解・ご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

今般、スライド条項の制度の更なる周知徹底のため、別紙のとおりスライド条項に関する周知のためのチラシを作成し、地方整備局等に対して受注者に配布するなど制度の理解向上に向けて取り組むよう周知したところです。

スライド条項の積極的な活用のため、貴協会におかれても、可能な範囲で会員企業に対して周知して頂ければ幸いです。申請に関する質問等は国土交通省の各事務所の発注担当課にお問合せ下さい。よろしくお願い申し上げます。

国土交通省 大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官 栗原
コスト評価係長 木村
係員 比嘉
03-5253-8221

➤ スライドとは . . .

- ・賃金水準、あるいは物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、**受注者からの請求**により請負代金額の**増額変更が可能**な制度です。
(全体スライド、単品スライド、インフレスライドがあります。)

➤ 請求のタイミングとは . . .

- ・物価水準等の変動によって請負代金額が不相当になったとき都度請求可能 (ただし、**工期末2ヶ月以上前**が期限となります)。

➤ 申請に必要な書類とは . . .

- ・**残工事量を確認した資料** (全体スライド、インフレスライド)
- ・**納品書、請求書、領収書**など (単品スライド)

★ 申請に関する質問等は事務所の発注担当課にお問合せ下さい。制度の詳細は、国土交通省のホームページにも掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101



